

千住大川端地区（A工区）開発における道路整備に関する負担協定書
（令和6年度）

足立区（以下「甲」という。）、東京製鐵株式会社（以下「乙1」という。）、岡田商事株式会社（以下「乙2」という。）及び東武鉄道株式会社（以下「乙3」といい、乙1、乙2と併せて「乙」という。）は、甲乙間で令和6年 月 日付けで締結した「千住大川端地区（A工区）開発における公共施設に関する基本協定書」（以下「公共施設基本協定書」という。）第7条に基づき、公共施設基本協定書別紙において負担区分を甲とする業務及び工事に係る負担について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、千住大川端地区（A工区）における甲が行うべき公共施設整備（以下「公共施設整備」という。）について、令和6年度における甲及び乙の業務、内容、費用負担等を定めることを目的とする。

（業務及び工事内容）

第2条 令和6年度における公共施設整備に係る業務は、公共施設基本協定書別紙に定める道路詳細設計とする。

2 前項の業務及び工事にあたっては、業務を効率的に執行するため、乙が実施するものとする。この場合において、乙は、当該業務及び工事を行う場合には、事前に甲と協議の上、これを行うものとする。

（費用負担）

第3条 公共施設基本協定書別紙に定めるところにより、甲を負担区分とする乙が実施する公共施設整備に係る業務については、甲が費用を負担するものとする。

2 前項に基づき甲が負担する金額の上限については、別紙の負担額算定調書のとおりとし、具体的な甲の負担額は、甲及び乙が別途協議の上、定めるものとする。

（発注）

第4条 乙は、第2条第1項の業務を実施するにあたり、第三者との間で請負契約、業務委託契約その他の業務の実施に係る契約を締結する場合は、原則として競争入札に付す方法により、契約先を選定するものとする。

2 乙は、前項の方法により難しい場合は、その理由を甲と協議し、合理的理由があると甲が認めるときは、他の方法によることができるものとする。

3 乙は、前2項の規定により乙が第三者と契約を締結するにあたり、当該業務及びこれに関連する部分について、甲に対し、発注内容を事前に通知し、甲の承諾を得た上、発注するものとする。

（契約関係資料の提出）

第5条 乙は、前条の規定により第三者と締結した契約について、契約書の写し等の資料

を、速やかに甲へ提供するものとする。

(設計)

第6条 乙は、本業務を実施するにあたっては以下の基準を適用し、これにより難い場合は、区の指示に応じるものとする。

- (1) 設計委託標準仕様書（東京都建設局制定）（以下「設計標準仕様書」という。）
- (2) 地質調査委託標準仕様書（東京都建設局制定）（以下「地質調査標準仕様書」という。）
- (3) 測量委託標準仕様書（東京都建設局制定）（以下「測量標準仕様書」という。）
- (4) 設計委託標準仕様書（管路用）（東京都下水道局制定）（以下「設計標準仕様書（管路用）」という。）
- (5) 足立区街路樹維持管理指針

2 前項の基準の適用にあたっては「設計標準仕様書」、「地質調査標準仕様書」、「測量標準仕様書」の中で「東京都」とあるものは、「足立区」と読み替え、「設計標準仕様書（管路用）」の中で「東京都公営企業管理者下水道局長」及び「当局」とあるものは「足立区長」及び「足立区」と読み替えるものとする。

3 乙は、甲が必要とする書類について、提出を求められた場合は、別途作成し、速やかに提出するものとする。

(協定期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和7年3月31日までとする。

2 乙は、第2条に規定する業務について、本協定期間内に完了させるものとする。

(進捗状況の報告と確認)

第8条 乙は、甲の求めに応じて第2条第1項に規定する道路詳細設計業務の進捗状況の報告を行うものとする。

2 甲は、乙に必要な指示をすることができるものとし、乙は設計図書の修正等に応じるものとする。

3 乙は、本協定の施行中、設計図書等の提出を甲に求められた場合は速やかに提出するものとする。

(設計図書)

第9条 乙は、次の書類を作成し、甲に提出するものとする。

- (1) 設計委託標準仕様書資料編「成果品一覧表」によるもの
- (2) 設計報告書（概要版を含む（A4版）2部
- (3) 設計図面集（A3版）2部
- (4) 関係機関協議資料（A4版原図）2部
- (5) 電子成果品（CD-R収録）1部
- (6) その他甲が必要に応じ提出を求めるもの

(完了検査)

第10条 乙は、第2条第1項に規定する業務の完了後、遅滞なく甲に第9条に定める書

類により業務の完了を報告し、完了検査を受けるものとする。

(負担費用の支払)

第11条 前条により甲の完了検査が終了したときは、甲は、乙の請求により、第3条の規定により甲乙が別途協議して定めた額を支払うものとする。

2 甲が前項の請求を受けたときは、請求のあった日から30日以内に、支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第12条 乙は、甲の書面による承諾を得た場合以外に、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。

(損害の負担)

第13条 甲及び乙は、本協定に違反し、又は自己の責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えたときは、相手方に対しその損害を賠償しなければならない。

(協定の解除)

第14条 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず本協定の全部又は一部を解除することができるものとする。

(1) 正当な理由なく本協定に基づく義務を履行しないとき。

(2) 本協定を継続できないと認められる相当の事由があるとき。

2 甲又は乙が前項による本協定の解除を行った場合は、生じた損害をその相手方に請求することができるものとする。この場合において、本協定の全部又は一部を解除された相手方は、解除により相手方に生じた損害の賠償を請求できないものとする。

(協定の変更)

第15条 本協定を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(行政上の手続等)

第16条 本協定の履行に伴い必要となる行政上の手続及び第三者との協議は、その都度甲乙協議の上、処理するものとする。

(苦情等の処理)

第17条 本協定に伴う第三者からの苦情等については、その都度甲乙協議の上、処理するものとする。

(その他)

第18条 本協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

以上、協定締結の証として本書４通を作成し、各々記名押印の上、その１通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都足立区中央本町一丁目１７番１号
足立区長 近藤弥生

乙１ 東京都千代田区霞が関三丁目７番１号
霞が関東急ビル
東京製鐵株式会社
取締役社長 奈良 暢明

乙２ 東京都墨田区両国一丁目１１番５号
岡田商事株式会社
常務取締役 岡田 治弘

乙３ 東京都墨田区押上一丁目１番２号
東武鉄道株式会社
生活サービス創造本部 沿線価値創造統括部
用地開発・分譲事業担当 部長 尾形 浩

負担額算定調書

(単位：千円)

実施者	費用負担予定者	業務内容	費用負担額（上限額）
乙	甲	道路詳細設計	30,000
		小計	30,000
		合計	30,000